

光輝く高齢者未来計画2024 自己評価シート【フェイスシート】

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進（特別養護老人ホームの合計定員数）
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

市内には、7施設・720床分の特別養護老人ホームが整備されています。
しかし、入所希望者（待機者）は令和5（2023）年7月時点で299人に達しており、入所希望に対して、早期に対応することは困難な状況です。

特別養護老人ホームの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

日常生活圏域	床数	(内)ユニット型	(内)従来型多床室
谷津	190	90	100
秋津	※ 200	20	180
津田沼・鷺沼	0	0	0
屋敷	150	150	0
東習志野	180	90	90
合計	720	350	370

※地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を含む

<具体的な取り組み>

自宅での生活が困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、100床分の特別養護老人ホームの新規整備を予定します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特別養護老人ホームの 合計定員数(人)	新規整備予定数:100 (参考) 令和6年度当初合計定員数:720 令和8年度末合計定員数:820		

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・運営事業者公募の状況及び施設整備の進捗状況

自己評価シート

【1-1 (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進
（特別養護老人ホームの合計定員数）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和6年度は、4月に公募を実施。令和6年4月19日～6月19日までを募集期間として公募を実施して、1事業者から応募がありプレゼンテーションにより7月に整備事業者を選定した。
自己評価結果 【◎】 目標値である100床分の整備の目途が立ち、選定した事業者において令和8年度開設に向けて施設整備に取り組んでいることから、目標を達成できていると評価する。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）
実施内容 令和6年度は、目標値である100人分の施設整備を行う事業者を公募により選定した。選定した事業者は、令和8年度中の開設へ向け、施設整備に取り組んでいる。
自己評価結果 【◎】 令和8年度末までに目標値である100人分の整備に目途が立ったことから、目標を達成できていると評価する。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 選考委員会による慎重な審査を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	(2) 地域密着型サービスの整備推進 (①認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の整備推進_認知症高齢者グループホームの合計定員数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第8期計画では、2事業所(定員36人)を整備し、合計188人分の整備が完了しました。しかし、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症高齢者グループホームの整備状況(令和5(2023)年度末時点)

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷津	3	45
秋津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋敷	2	27
東習志野	※ 4	62
合計	13	188

※令和6(2024)年度開設予定(18人)を含む

<具体的な取り組み>

認知症により自宅での暮らしが困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活を続けられるよう、認知症高齢者グループホームの整備を進めます。

認知症高齢者グループホームは、1事業所につき定員が18人以下と定められており、比較的小規模な施設整備が可能です。民有地の活用が容易であると考えられるため、民間事業者からの提案により、2事業所(定員合計36人)の新規整備を予定します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症高齢者グループ ホームの合計定員数(人)	新規整備予定数:36 (参考) 令和6年度当初合計定員数:188 令和8年度末合計定員数:224		

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・運営事業者公募の状況及び施設整備の進捗状況

自己評価シート

【１－１（２）地域密着型サービスの整備推進
（①認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備推進
認知症高齢者グループホームの合計定員数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和６年４月１９日～６月１９日を募集期間として２事業所（各定員１８人）の公募を実施したが、事業者からの応募はなかったため、令和６年８月２６日～１１月１３日を募集期間として２事業所（各定員１８人）の再公募を実施した。
自己評価結果 【△】 ・ 認知症高齢者グループホーム合計定員数 １８８人（増減なし） ・ 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）
実施内容 令和６年８月２６日～令和６年１０月２５日及び令和６年１１月２９日～令和７年２月１０日を募集期間として再公募を実施したが、事業所からの応募はなかったため、令和７年３月１４日～令和７年４月２８日を募集期間として再々公募を実施した。
自己評価結果 【△】 ・ 認知症高齢者グループホーム合計定員数 １８８人（増減なし） ・ 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、本市が設定した開設予定時期までの整備完了が見込めるかなど、事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 書類選考や面接の際に、選考委員会をはじめとする関係者による丁寧な審査やヒアリングを行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-2 高齢者の住まいの確保
指標	(1) 高齢者の多様な住まいの確保（高齢者人口に対する確保割合）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

高齢者向けの住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等があり、個々の状況に応じて入居することができるようになっています。いずれも生活相談や食事の提供等の生活上必要な援助のほか、一部の住まいでは介護サービスを併せて提供することもあります（介護保険法における「特定施設入居者生活介護」）。

サービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度から5年度分の固定資産税の3分の2の額を減額する制度があります。

高齢者向け住まいの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116 戸
有料老人ホーム（住宅型）	113 人
有料老人ホーム（介護付）	499 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130 人
養護老人ホーム	50 人
シルバーハウジング	50 戸
高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	102 戸
合 計 ※2	1,060 人

※1 UR賃貸住宅において整備された住宅を含む。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅は1戸を1人として算出。

<具体的な取り組み>

高齢者向けの住まいについて、令和12年度までに、高齢者人口（65歳以上）に対し3.5%確保することを目指します。また、定期的に入居状況や介護サービスの提供状況を把握するとともに、未届けの有料老人ホーム等を確認した場合には、千葉県に対し情報提供を行い、質の確保に努めています。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者人口に対する確保割合(%)	3.1	3.1	3.2
(参考) 高齢者人口(見込み)(人)	42,248	42,422	42,673
(参考) 目標値に対する高齢者向け住まいの確保量(人)	1,310	1,315	1,366

※目標値については、第4次千葉県住生活基本計画において、令和12(2030)年度までに3.5%とすることを目標としていることから、本市においても令和12(2030)年度までに3.5%確保できるよう、段階的に目標値を引き上げる。

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 特定施設入居者生活介護の整備状況
- ・ 高齢者向け住まい等の入居状況調査の結果（4月と10月に実施）
- ・ 高齢者向け住まいの確保量にかかる市内入居者の割合

自己評価シート

【１－２（１）高齢者の多様な住まいの確保（高齢者人口に対する確保割合）】

年度	令和６（２０２４）年度										
前期（中間評価）											
実施内容 - 令和６年８月２６日～１１月１３日を募集期間として特定施設入居者生活介護を提供する介護付き有料老人ホーム（３０人以上１００人以下）を公募を実施した。 - 令和６年４月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。 （入居状況調査は、毎年４月と１０月の年２回実施している。）											
自己評価結果 【○】 - 令和６年４月時点 <table border="0"> <tr> <td>高齢者人口（６５歳以上）</td><td>４１，５０６人</td></tr> <tr> <td>目標値（高齢者人口の３．１％）</td><td>１，２８７人②</td></tr> <tr> <td>実績値（住まいの確保量）</td><td>９３１人①</td></tr> <tr> <td>市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）</td><td>５３８人</td></tr> <tr> <td colspan="2">※①／②＝７２．３％</td></tr> </table> - 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。		高齢者人口（６５歳以上）	４１，５０６人	目標値（高齢者人口の３．１％）	１，２８７人②	実績値（住まいの確保量）	９３１人①	市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）	５３８人	※①／②＝７２．３％	
高齢者人口（６５歳以上）	４１，５０６人										
目標値（高齢者人口の３．１％）	１，２８７人②										
実績値（住まいの確保量）	９３１人①										
市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）	５３８人										
※①／②＝７２．３％											
課題と対応策 【課題】 - 事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 - 高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 - 選考委員会による慎重な審査を行う。 - 入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。											
後期（実績評価）											
実施内容 令和６年１０月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。 （入居状況調査は、毎年４月と１０月の年２回実施している。）											
自己評価結果 【○】 - 令和６年１０月時点 <table border="0"> <tr> <td>高齢者人口（６５歳以上）</td><td>４１，４９７人</td></tr> <tr> <td>目標値（高齢者人口の３．１％）</td><td>１，２８７人②</td></tr> <tr> <td>実績値（住まいの確保量）</td><td>９３１人①</td></tr> <tr> <td>市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）</td><td>５２０人</td></tr> <tr> <td colspan="2">※①／②＝７２．３％</td></tr> </table> - 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。		高齢者人口（６５歳以上）	４１，４９７人	目標値（高齢者人口の３．１％）	１，２８７人②	実績値（住まいの確保量）	９３１人①	市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）	５２０人	※①／②＝７２．３％	
高齢者人口（６５歳以上）	４１，４９７人										
目標値（高齢者人口の３．１％）	１，２８７人②										
実績値（住まいの確保量）	９３１人①										
市民の入居者数（Ｒ６．４．１時点）	５２０人										
※①／②＝７２．３％											
課題と対応策 【課題】 高齢者向けの住まいについては、事業者側からの提案により整備が行われている状況にある。高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。											

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(1) 介護サービス事業者への指導 (①運営指導実施事業所数)
担当部署	介護保険課

<現状と課題>

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P.61）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数	10	10	16
(参考)運営指導の実施率(%)	11.1	11.2	17.6
(参考)運営指導対象事業所数	90	89	91

<具体的な取り組み>

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数	16	16	17
(参考)運営指導の実施率(%)	16.8	16.5	17.2
(参考)運営指導対象事業所数	95	97	99

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・3月末時点における各年度の実施数、実施率を集計し比較。

自己評価シート

【1-3 (1) 介護サービス事業者への指導 (①運営指導実施事業所数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期 (実績評価)
実施内容 ・ 令和7年1月14日～2月28日の期間に、地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所を対象に計28事業所に実施。
自己評価結果 【◎】 ・ 目標を達成しているものと評価する。 (実績28事業所／目標値16事業所＝175%、実施率：28／94事業所＝29.8%) ・ 人員基準、設備基準、運営基準、運営指導及び報酬請求指導において運営指導を行った。28事業所のうち11事業所に指摘事項があった。
課題と対応策 【課題】 ・ 感染症が発症した事業所について、外部の訪問者の受入れが困難になり、運営指導の日程が急遽変更となる可能性がある。 【対応策】 ・ 指定有効期間である6年に1回の実施を確保するため、余裕をもって日程調整を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(1) 介護サービス事業者への指導 (②集団指導実施回数)
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P.61）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
集団指導実施回数(回)	0	4	0

＜具体的な取り組み＞

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
集団指導実施回数(回)	1	1	1

＜評価方法＞

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- 各年度の集団指導実施回数を集計し比較。

自己評価シート

【１－３（１）介護サービス事業者への指導（②集団指導実施回数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和６年度は、居宅介護支援事業所向け集団指導を５月に１回、地域密着型事業所向け集団指導を８月に１回実施している。
自己評価結果 【◎】 目標である年１回の実施を行い、参加率も居宅介護支援事業所集団指導は４１事業所中４０事業所（９７％）、地域密着型事業所集団指導は５３事業所中５１事業所（９６％）と高い参加率を保つことができた。
課題と対応策 【課題】 介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項の、より効果的な周知に努めていく必要がある。 【対応策】 報酬基準等の内容に加えて、地域の実情に沿った内容にできるよう、情報収集を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象とした集団指導を令和６年５月７日に実施し、令和６年度の法改正、報酬改定の内容等について周知を図った。 ・地域密着型事業所を対象とした集団指導は、各事業所が参加しやすくするため、同内容の集団指導を令和６年８月２６日、２７日、２８日の３回に分けて実施した。内容は介護保険法改正に伴う基準等とした。
自己評価結果 【◎】 ・計画どおりに実施できたものと評価する。（実績１回／目標値１回） ・参加事業所数は、居宅介護支援事業所集団指導が４１事業所中４０事業所（９７％）、地域密着型事業所集団指導が５３事業所中５１事業所（９６％）と高い参加率を保つことができた。
課題と対応策 【課題】 ・介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項の、より効果的な周知に努めるため、職員の専門的な知識、指導体制が必要である。 【対応策】 ・報酬基準等の内容に加えて、地域の実情に沿った内容にできるよう情報収集を行うほか、職員の質の向上を図るため、研修に参加する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (①介護サービス相談員の派遣)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	14	14	14

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護サービス相談員の派遣人数

自己評価シート

【1-3 (2) 介護サービス相談員の派遣 (①介護サービス相談員の派遣)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 - 介護サービス相談員の派遣実績は13人。 2人1組で、月1回程度の頻度で事業所を訪問している。	
自己評価結果 【◎】 目標を概ね達成しているものと評価する。 (実績13人／目標値14人＝達成率93%)	
課題と対応策 【課題】 介護サービス相談員の人材確保。 【対応策】 関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。	
後期 (実績評価)	
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 2人1組で、月1回程度の頻度で事業所を訪問している。 - 介護サービス相談員の派遣実績は14人。令和6年9月に1名を新規に委嘱した。 - 新規の相談員6名、現任の相談員2名が職能団体主催の研修に参加した。	
自己評価結果 【◎】 目標を達成しているものと評価する。 (実績14人／目標値14人＝達成率100%)	
課題と対応策 【課題】 介護サービス相談員の人材確保。 【対応策】 関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (②受入れ事業所数)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
受入れ事業所数	80	83	85

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 介護サービス相談員の受入れ事業所数

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 - 市内受入れ事業所数は77箇所である。	
自己評価結果 【◎】 - 実績77箇所／目標値80箇所＝達成率96% - 派遣中止以前 (令和元年度、78箇所) の水準に戻りつつある。	
課題と対応策 【課題】 受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。	
後期 (実績評価)	
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 - 市内受入れ事業所数は77箇所である。	
自己評価結果 【◎】 - 目標を概ね達成しているものと評価する。 (実績77箇所／目標値80箇所＝達成率96%) - 派遣中止以前 (令和2年度、80箇所) に比べ、受け入れ事業所数は3箇所減少しているが、再開当初に比べ増加しており派遣中止以前の水準に戻りつつある。	
課題と対応策 【課題】 受入れ事業所数の確保。受入れ不可とされた事業所についても再開を検討する必要がある。 【対応策】 受入れ可否の状況について、引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (③介護サービス相談員の訪問回数)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	672	672	672

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 介護サービス相談員の訪問回数

自己評価シート

【1-3 (2) 介護サービス相談員の派遣 (③介護サービス相談員の訪問回数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 - 介護サービス相談員の訪問回数 (延べ) : 412回 (令和6年10月末時点報告済回数)
自己評価結果 【◎】 目標を概ね達成しているものと評価する。 (月あたりの訪問回数は59回 (412回 / 7か月) であり、目標値の56回 (672回 / 12か月) に対して、達成率は105%)
課題と対応策 【課題】 受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

後期 (実績評価)
実施内容 - 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 - 介護サービス相談員の訪問回数 (延べ) : 707回 (令和7年3月末時点報告済回数)
自己評価結果 【◎】 目標を達成しているものと評価する。 (訪問回数707回 / 目標値672回 = 達成率105%)
課題と対応策 【課題】 訪問回数の維持と受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(1) 介護認定の適正化 (①認定審査会委員現任者研修)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。
このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定審査会委員現任者研修 (人)	19	19	17

<具体的な取り組み>

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定審査会委員現任者研修 (人)	25	27	30

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

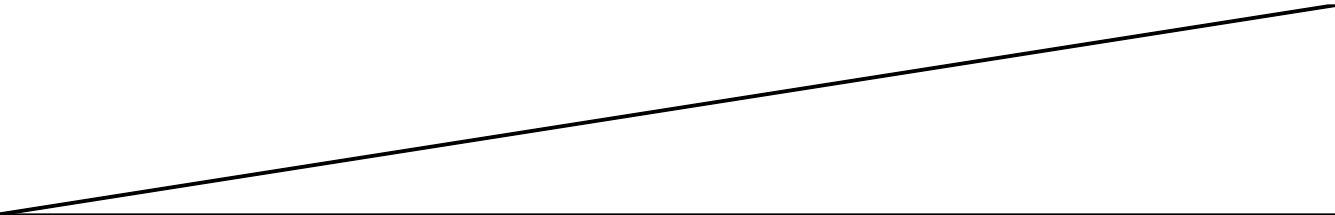
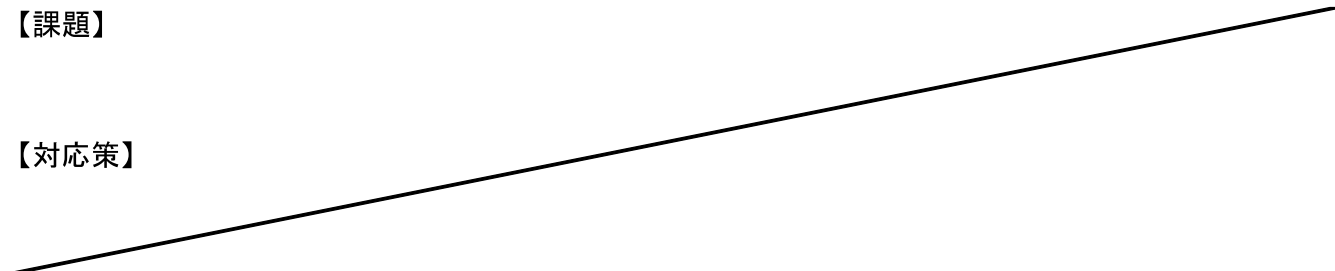
◎評価方法

・認定審査会委員の研修参加者人数を評価

自己評価シート

【1-4 (1) 介護認定の適正化 (①認定審査会委員現任者研修)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果 
課題と対応策 【課題】 【対応策】 

後期 (実績評価)
実施内容 - 令和7年2月に行われた千葉県介護認定審査会委員現任研修に委員50名中33名が参加した。(YouTubeにオンデマンド配信された動画を視聴し、アンケートを提出。) - 参加しなかった17名のうち9名については、令和6年度末で退任が決まっていたため、参加しなかったものと思われる。 - 国の要介護認定適正化事業の業務分析データのうち、令和5年度上半期申請分の重度変更、軽度変更及び重度変更 (前回二次判定から今回一次判定が軽度化したケースの重度変更) のデータを、令和7年4月2日開催の介護認定審査会総会において委員へ情報提供し、介護認定の平準化を図る予定。
自己評価結果 【◎】 - R6年度目標の25人を上回る委員が参加し、適切かつ公平な要介護認定の審査・判定体制の確保につながった。 - 委員への研修受講の依頼時に、研修の内容や位置付けを併記したことで、目標を超える人数の参加があった。
課題と対応策 【課題】 - 委員の継続的な研修参加及び審査会事務局としての職員の運営能力向上。 - 国の要介護認定適正化事業の業務分析データの分析結果を研修だけでは共有できない。 【対応策】 - 委員に積極的な研修参加を呼び掛けるとともに、職員も研修を受講し内容を把握する。 - 国の要介護認定適正化事業の業務分析データの分析結果を、メールやタブレットへの配信により委員へ情報提供し、共有する機会を設ける。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(1) 介護認定の適正化 (2) 認定調査員現任者研修
担当部署	介護保険課

<現状>

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。
このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定調査員現任者研修(人)	27	14	14

<具体的な取り組み>

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定調査員現任者研修(人)	20	25	30

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・認定調査員の研修参加者人数を評価

自己評価シート

【1-4 (1) 介護認定の適正化 (②認定調査員現任者研修)】

年度	令和6(2024)年度
----	-------------

前期(中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期(実績評価)
実施内容 - 令和7年2月に行われた千葉県認定調査員現任研修に、市内事業所の介護支援専門員10名が参加した。(介護保険課の認定調査員18名と事務職員6名の計26名も受講したが、集計対象外。) - また、集計対象ではないが、令和7年3月に行われた千葉県認定調査員新規研修に新たに認定調査に従事する市内事業所の介護支援専門員4名が参加した。
自己評価結果 【△】 - 令和6年度目標の20人を達成することはできなかったが、一定の認定調査の質の確保につながった。 - 介護支援専門員が所属するすべての市内事業所64か所に研修の周知をしたが、参加者は10名にとどまったため、周知方法等の再検討が必要と思われる。 - 令和6年度は、令和5年度より調査件数が減少し、市内の認定調査は市内事業所に委託せず、介護保険課の認定調査員が行ったため、市内事業者の参加意欲の減退につながった可能性がある。
課題と対応策 【課題】 - 市内事業所からの研修参加人数の増加。 - 審査会事務局としての職員の認定調査票確認スキルの向上。 【対応策】 - 研修の周知を複数回行う等市内事業所へ積極的な研修参加を呼び掛ける。 - 職員も研修を受講し認定調査票確認スキルを向上させる。また、認定調査票の質が向上するよう認定調査員へ必要な指導、助言を行う。 - 今後調査件数が増えた場合に、市内事業者への業務委託の再開を検討する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (①運営指導実施事業所数)
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
 介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）及びケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。
 また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
運営指導実施事業所数 (居宅介護支援事業所)	10	8	※ 2

※令和4年度の運営指導については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまで実施を控えてきた地域密着型サービス事業所への指導を優先したことから、居宅介護支援事業所への実施は2事業所にとどまりました。

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所等に対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。
 また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
運営指導実施事業所数 (居宅介護支援事業所)	7	7	7

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・居宅介護支援事業所の運営指導実施事業所数

自己評価シート

【１－４（２）ケアプランの点検（①運営指導実施事業所数）】

年度	令和６（２０２４）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期（実績評価）	
実施内容 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所１２事業所に対して運営指導を実施した。	
自己評価結果 【◎】 目標値以上に実施できたと評価する。 （実績１２事業所／目標７事業所＝１７１％）	
課題と対応策 【課題】 - 介護支援専門員のケアプラン作成能力の向上をする必要がある。 【対応策】 - ケアプラン作成能力の向上を目的とした研修等の開催。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (②ケアプラン点検件数)
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合等）及びケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
ケアプラン点検件数(件)	322	257	217

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する実地指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ケアプラン点検件数(件)	200	200	200

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ケアプラン点検件数

自己評価シート

【1-4 (2) ケアプランの点検 (②ケアプラン点検件数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策

後期 (実績評価)
実施内容 - 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで行ったケアプラン点検件数 237件 - 軽度者に対する福祉用具貸与の必要性を決定する際に提出されるケアプランを点検する他、居宅介護支援事業所に対する運営指導 (実地指導) の際に点検を実施した。
自己評価結果 【◎】 目標値以上に実施できたと評価する。 (実績237件/目標200件=118%)
課題と対応策 【課題】 - 利用者一人一人に必要な計画が立てられており、必要な手順を行っているか確認が必要。 【対応策】 - 千葉県における介護支援専門員向けの研修会を周知し、能力の向上を図る。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (3) 集団指導実施回数
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
 介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。
 また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
集団指導実施回数(回)	1	0	0

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。
 また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
集団指導実施回数(回)	1	1	1

<評価方法>

◎時点

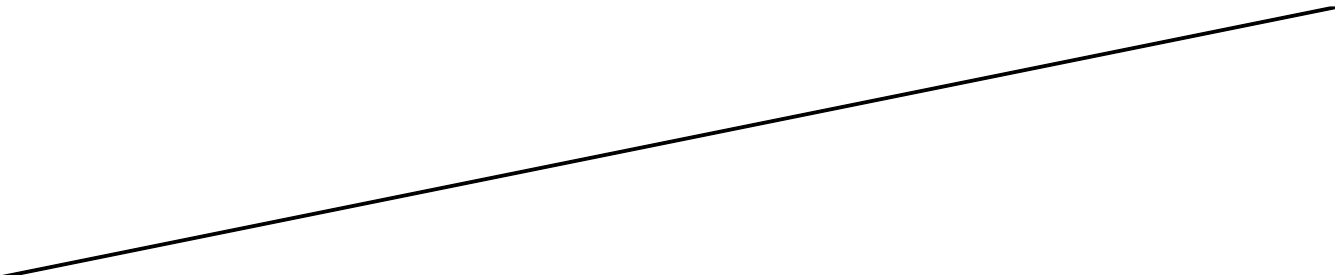
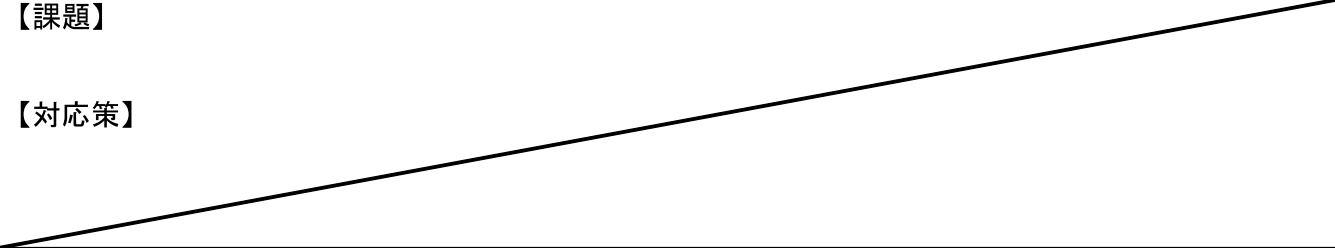
- ☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 集団指導実施回数

自己評価シート

【1-4 (2) ケアプランの点検 (③集団指導実施回数)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】 【対応策】 	
後期 (実績評価)	
実施内容 ・ 指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象とした集団指導を令和6年5月7日に実施し、令和6年度の法改正、報酬改定の内容等について周知を図った。	
自己評価結果 【◎】 ・ 計画どおりに実施でき、目標を達成したものと評価する。 (実績1回/目標1回=100%)	
課題と対応策 【課題】 ・ 専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・ 職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(4) 縦覧点検・医療情報との突合 (①縦覧点検実施率)
担当部署	介護保険課

<現状>

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100

<具体的な取り組み>

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100

<評価方法>

◎時点

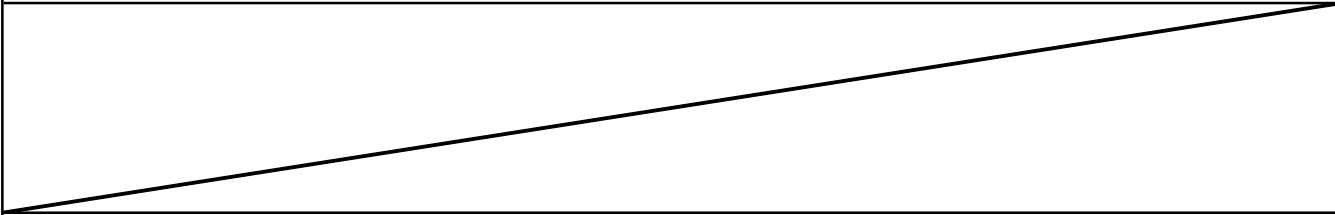
☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 縦覧点検実施率

自己評価シート

【1-4 (4) 縦覧点検・医療情報との突合 (①縦覧点検実施率)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
	
課題と対応策	
【課題】 【対応策】	
後期 (実績評価)	
実施内容 千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、縦覧点検を実施した。 ①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③算定期間回数制限チェック一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表 ⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表 ⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表 ⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	
自己評価結果 【◎】 ・ 令和6年度に提供された計106帳票すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 ・ 計106帳票 (計6,204件) の点検の結果、過誤件数は44件 (効果額274,545円) となった。	
課題と対応策 【課題】 ・ 介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 ・ 毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(4) 縦覧点検・医療情報との突合 (②医療費突合実施率)
担当部署	介護保険課

<現状>

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
医療費突合実施率(%)	100	100	100

<具体的な取り組み>

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
医療費突合実施率(%)	100	100	100

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・医療費突合実施率

自己評価シート

【1-4 (4) 縦覧点検・医療情報との突合 (②医療費突合実施率)】

年度	令和6(2024)年度
----	-------------

前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
【課題】	
【対応策】	

後期(実績評価)	
実施内容	千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、医療費突合点検を実施した。 ①医療給付情報突合リスト(国民健康保険分) ②医療給付情報突合リスト(後期高齢者医療分)
自己評価結果	【◎】 - 令和6年度に提供された帳票における計182件すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 - 計182件の点検の結果、過誤件数は6件(効果額38,320円)となった。
課題と対応策	【課題】 - 介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 - 毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
指標	（1）多様なサービスの担い手の創出（多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講終了者と事業者等をつなぐ機会）
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

第8期計画においても、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、人員基準等を緩和したサービスや、住民主体によるサービスの提供の取り組みを継続して実施しました。また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座を実施し、実習等を通じて受講者と事業所とのマッチング等を行いました。しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスについて、充実させていく必要があります。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と事業所とのマッチング(回)	0	2	2

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

＜具体的な取り組み＞

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」（P. 130）や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。また、担い手を養成する講座の受講者と事業所等について、実習の機会等を活用してつなぐことにより、生活支援の担い手等を確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と住民団体や事業所等をつなぐ機会(回)	2	2	2

＜評価方法＞

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・市認定ヘルパー養成講座修了者と事業者とのマッチング回数

自己評価シート

【2-2（1）多様なサービスの担い手の創出

（多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講終了者と事業者等をつなぐ機会）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和6年度第1回シニアサポーター養成講座を実施。 ・就職することを望んでいない修了者に就業を促すことは難しいが、ボランティアとして在宅高齢者の生活援助や介護予防に携わっていただくべく、在宅高齢者の生活援助に関わっている修了者の話を聞いたり、高齢者相談センター職員との顔合わせや同相談センターが実施している介護予防の取り組みに支援者としてかかる提案をすることで、修了者の意欲を引き出しながら、各圏域で担い手として活躍していただけるよう支援した。また、実習は修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行った。	
自己評価結果 【△】 ・実習は修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行ったため、緩和した基準によるサービスを提供する事業所への就業についても説明する機会を設け働きかけを行なったが就業には至らなかった。	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 今年度前期は、対象者を谷津エリアに絞った。年齢層も未就学児、小学生を育てる親世代をターゲットに含めて広報配布先を変更した。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年度第2回シニアサポーター養成講座の開催を予定していたが申し込みがなく開催を中止した。 ・シニアサポーター修了者を集め「交流会」を実施した。交流会では、市認定ヘルパー養成講座の講師による『利用者との接し方について』改めて学ぶ機会を設け、圏域ごとに、修了者と高齢者相談センターの職員がグループで話をする形をとったため、参加者の近況や地域の高齢者の現状などを知ることができ、様々な情報交換をするだけでなく、改めて個人宅での生活援助活動や、就業についても修了者に働きかけを行った。	
自己評価結果 【△】 ・「交流会」では、改めて個人宅での生活援助活動や、就業についても修了者に働きかけを行ったが、ボランティアとして個人宅での生活援助活動に関わることには関心を示したが、就業には至らなかった。	
課題と対応策 【課題】 ・高齢の修了者は就業を希望していない。 ・若い修了者はゆくゆくは就業を希望しているがすぐに就業をしたいと思っていない。 【対応策】 「交流会」を通じて、高齢者の在宅生活でのお困りごとや、様々な情報交換を通じて、高齢者の生活援助にボランティアとしてではなく、就業についても地道に話して行く必要がある。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－3 医療と介護の連携体制の構築
指標	(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の総合病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談先ガイドを配布しています。

<具体的な取り組み>

医療関係者と介護関係者に分かりやすいように相談先ガイドの情報を更新していき、重点項目Ⅱの実現を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合(%)	—	25.0	—

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合

自己評価シート

【2-3 (5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（高齢者等実施調査で、
高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 ・ 高齢者相談センターにおいて、在宅医療・介護に関する相談を受け付けた対応件数は年間1,919件であった。そのうち、医療関係者への対応は年間815件、介護関係者への対応は年間787件である。	
自己評価結果 【◎】 ・ 年間通じて高齢者相談センターが在宅医療・介護連携の相談窓口として活用されている。 ・ 相談対応の件数全体としては大幅な増加は見られないが、介護事業者の「入所・入院」に関する件数が増加傾向にあり、介護事業所への相談支援が増えている。 ・ 医療関係者と介護事業者の相談件数に大きな差異はなく、医療面、介護面ともに対応している。	
【課題】 ・ 様々な相談への対応が求められる中で、医療面と介護面の両面からの支援が行えるよう情報連携していく必要がある。 【対応策】 ・ 在宅で医療や介護を受ける準備を進めるためには、医療系専門職と介護系専門職がもつ情報が集約されると望ましい。経験の有無で生じる結果のばらつきを少なくしていくため、相談対応ガイドの充実を図る他、専門職同士の関係性を保つ機会の提供を続けていく。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-4 認知症施策の推進
指標	(3) 認知症地域支援の推進 (②認知症初期集中支援チームによる取り組み_支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制を構築しました。

現在、支援チームは、市内の西部、東部の2チームで稼働しており、医療サービスや介護サービスを利用できていないといった認知症の人及び認知症を疑われる人に対して、訪問支援を行っています。また、受診の動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言のほか、身体を整えるケアや生活環境等への助言等も行っています。

さらに、支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例等に対して早期支援・早期対応できる体制整備等のさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
支援対応件数(件)	4	5	4
前年度からの継続件数(件)	2	1	1
年度内に支援対応を終了した件数(件)	3	4	2
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった 件数・割合(件・%)	2(66.7)	2(50.0)	2(100.0)

＜具体的な取り組み＞

支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。このことから役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合(%)	65.0以上	65.0以上	65.0以上

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 認知症初期集中チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合

自己評価シート

【2-4（3）認知症地域支援の推進

（②認知症初期集中支援チームによる取り組み

支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合）

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年度の新規ケースは3件あり、3件とも年度内に支援を終了した。 ・終了したケース3件のうち1件は介入中に症状が落ち着いたため支援終了した。他2件は医療または介護サービスへ繋がり支援を終了した。	
自己評価結果 【◎】 ・チームの介入により症状改善、介護サービス導入につながった。 ・終了者3件中、2件は医療または介護サービスへと繋がった。（66.7％）	
課題と対応策 【課題】 支援対応件数が少ない。 【対応策】 支援チームの円滑な稼働に向けて、チームが対応すべき対象者、並びにチームの活動目的を明確にし、支援の流れや高齢者相談センターをはじめとした関係機関との役割分担、また支援終了後の引継ぎ等について、改めて各チームと情報共有を図り、共通認識を得る。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-5 高齢者の見守り
指標	(1) 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り (③習志野市SOSネットワーク_習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数)
担当部署	高齢者支援課

<現状>

認知症等により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、防災行政無線の放送等により市民等に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

<具体的な取り組み>

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式X(旧ツイッター)による情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。	
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：6人 ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。	
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。	
後期(実績評価)	
実施内容 認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式X(旧ツイッター)による情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。	
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：計13人(後期7人) ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。	
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(1) 高齢者の権利擁護（虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

本市をはじめ、高齢者相談センター及び成年後見センターでは、高齢者の相談窓口として権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行うことで、高齢者やその家族が孤立することのないように支援しています。

また、介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。

なお、本市では、環境上及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所して養護を受ける施設として、「養護老人ホーム白鷺園」を設置し、指定管理者による運営を行っています。

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続します。
虐待防止に関する制度等の啓発や認知症等への理解の周知を進めるとともに、介護者家族等の支援を行っています。

地域住民や関係機関等の連携を密にし、早期発見に努めます。

また、要介護施設従事者等による虐待の防止のために、施設における研修の実施、虐待防止委員会の開催等により対策を推進してまいります。

養護老人ホーム白鷺園を運営する指定管理者に対しては、運営状況に関するヒアリングを実施する等、適正な運営の継続に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
虐待防止に関する制度等や 認知症等の啓発活動（回）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

・虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動回数

自己評価シート

【2-6（1）高齢者の権利擁護（虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、高齢者相談センターに介護事業所等からの相談を受け、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。
自己評価結果 【◎】 各高齢者相談センターにおいて、地域住民がつどうサロンやてんとうむし体操の会場、まちづくり会議等の機会に、高齢者虐待防止や認知症についての啓発を行い、チラシを配布する等に努めた。全55回
課題と対応策 【課題】 高齢者虐待の認識が無いこともあるため、相談できる場所の周知がさらに必要 【対応策】 今後も、地域住民や介護関係機関等への啓発及び連携に努める

後期（実績評価）
実施内容 介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、高齢者相談センターに介護事業所等からの相談を受け、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。
自己評価結果 【◎】 各高齢者相談センターにおいて、地域住民がつどうサロンやてんとうむし体操の会場、まちづくり会議等の機会に、高齢者虐待防止や認知症についての啓発を行い、チラシを配布する等に努めた。年間合計73回
課題と対応策 【課題】 高齢者虐待の認識が無いこともあるため、相談できる場所の周知がさらに必要 【対応策】 今後も、地域住民や介護関係機関等への啓発及び連携に努める

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(2) 消費者被害の防止（消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度）
担当部署	消費生活センター

<現状と課題>

消費生活センターでは、「身に覚えのない（心当たりのない）品物が突然、自宅に届いた」、「架空請求のメールやはがきが届いた」、「インターネット通販で注文し、代金を支払ったが商品が届かない」といった、消費生活全般にわたる相談に対応し、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決にあたっています。

具体的には、「まちづくり出前講座」やイベントでの情報提供、広報習志野への「消費生活メモ」の定期的な掲載をはじめとした注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員による見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

電話及び来所による相談件数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
相談件数(件)	1,143	1,009	1,129
うち高齢者(件)	340	288	303

<具体的な取り組み>

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例等を定期的に情報提供し、連携体制を整えます。さらに、高齢者が比較的多く集まる機関に対しては、まちづくり出前講座の開催を消費生活センターから依頼します。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の対策をとりまとめた冊子を配布し、注意喚起を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 関係機関への情報提供や注意喚起の方法及び頻度

自己評価シート

【2-6 (2) 消費者被害の防止（消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・ 高齢者相談センター等の職員に対し、高齢者への注意喚起を促す情報提供を行った。 ・ 広報習志野の奇数月15日号において、情報提供を行った。
自己評価結果 【◎】 ・ 1～2ヶ月に1回程度、高齢者相談センターの職員のほか、社会福祉協議会の担当者に対し、高齢者のトラブル事例が書かれたチラシやリーフレットを配布することができた。 ・ 広報習志野「消費生活メモ」では高齢者にも起こり得るトラブル事例を紹介することができた。
課題と対応策 【課題】 相談者の利用は、トラブルが起こる前の段階「不審」「心配」と言った未遂の段階よりも、事が起こってしまい被害を回復したいから利用するケースが多い。 【対応策】 引き続き、現在の実施内容を継続するとともに、10月開催の「消費生活パネル展」にて高齢者にも有益な情報を提供し、啓発を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・ 高齢者相談センター等の職員に対し、高齢者への注意喚起を促す情報提供を行った。 ・ 広報習志野の奇数月15日号において、情報提供を行った。 ・ 高齢者相談センター利用者に対し、出前講座を行った。
自己評価結果 【◎】 ・ 1～2ヶ月に1回程度、高齢者相談センターの職員に対し、高齢者のトラブル事例が書かれたチラシやリーフレットを配布することができた。 ・ 広報習志野「消費生活メモ」では高齢者にも起こり得るトラブル事例を紹介することができた。 ・ 出前講座については、最近のトラブル事例および対処法を情報提供することができた。
課題と対応策 【課題】 単身世帯で知人などが少ない高齢者は身近に相談できる人がいないことから、消費者トラブルを受けた際の被害が大きくなりやすい。 【対応策】 引き続き、現在の周知啓発を継続する。出前講座を実施している地域に偏りがあることから、今後は市内でほとんど実施されていない地域での講座実施に取り組む。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(3) 成年後見制度の利用支援 (②-1 成年後見センターによる支援_まちづくり出前講座の実施回数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P. 123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。

<具体的な取り組み>

職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	5	5	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数

自己評価シート

【2-6 (3) 成年後見制度の利用支援

(②-1 成年後見センターによる支援_まちづくり出前講座の実施回数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)	
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 金融機関等を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を2回開催した。	
自己評価結果 【△】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：2回 ・ 市内居宅介護支援事業所、市内病院、市内金融機関、高齢者相談センター、障がい者相談支援事業所に相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。	
課題と対応策 【課題】 法人後見を開始したところであるが、今後、市民後見人が活躍できる体制を進めていく。 【対応策】 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。	

後期 (実績評価)	
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 金融機関等を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を計6回開催した。	
自己評価結果 【◎】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：6回 - 対象：市内病院相談員、市内金融機関、障がい者相談支援事業所・関係団体、民生委員児童委員 ・ 相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。	
課題と対応策 【課題】 法人後見を実施しているが、今後、受任件数が増えることで経験を重ね、市民後見人が活躍できる体制をさらに進めていく。 【対応策】 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(3) 成年後見制度の利用支援 (②-2 成年後見センターによる支援_成年後見センターによる法人後見新規受任件数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P.123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。

<具体的な取り組み>

職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数(件)	3	4	5

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・成年後見センターによる法人後見新規受任件数

自己評価シート

【2-6 (3) 成年後見制度の利用支援

(②-2 成年後見センターによる支援_成年後見センターによる法人後見新規受任件数)】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和5年度に法人後見を受託した案件について、成年後見人についての登記事項証明書を取得し、被後見人の代理人設定等を行う。亡父の預金相続手続き中。 ・日常生活自立支援事業の利用者に対し、随時、評価ガイドラインを実施し、成年後見制度への移行を検討している。
自己評価結果 【×】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・法人後見を開始し、対応している。受任件数は1件。令和6年度の新規受任はなし。
課題と対応策 【課題】 法人後見業務の充実を目指し、体制整備を進めていく。 【対応策】 成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。

後期（実績評価）
実施内容 ・令和5年度に法人後見を受託した案件について、千葉家庭裁判所に定期報告を行った。 ・日常生活自立支援事業の利用者に対し、随時、評価ガイドラインを実施し、成年後見制度への移行を検討している。
自己評価結果 【×】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・法人後見で受任したケースの対応を継続している。受任件数は1件。令和6年度の新規受任はなし。
課題と対応策 【課題】 法人後見業務の充実を目指し、体制整備を進めていく。 【対応策】 成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-7 高齢者が利用できる福祉サービス
指標	(1) 日常生活を支援するための事業 (③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業_戸口収集支援事業の利用者数)
担当部署	クリーンセンター業務課

<現状>

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がいのある人に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援しています。

戸口収集支援事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
利用者数(人)	186	184	210

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続し、高齢者及び障がいのある人が地域社会の中で生活を営むうえで必要不可欠となるごみ出しの支援を行います。対象となる全ての方への周知を図るとともに、庁内関係各課と連携していきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数(人)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

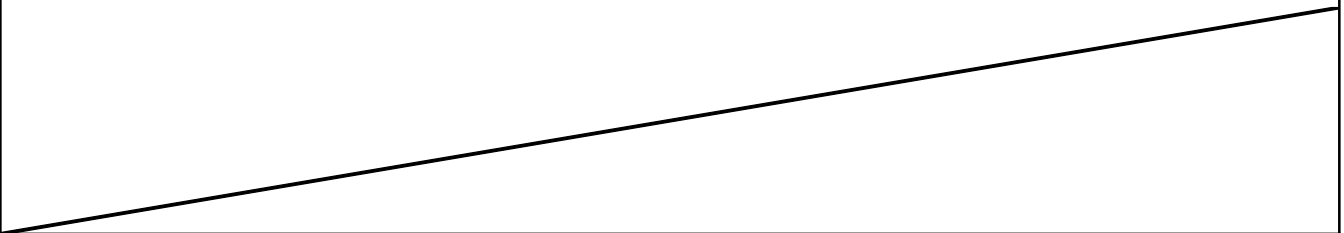
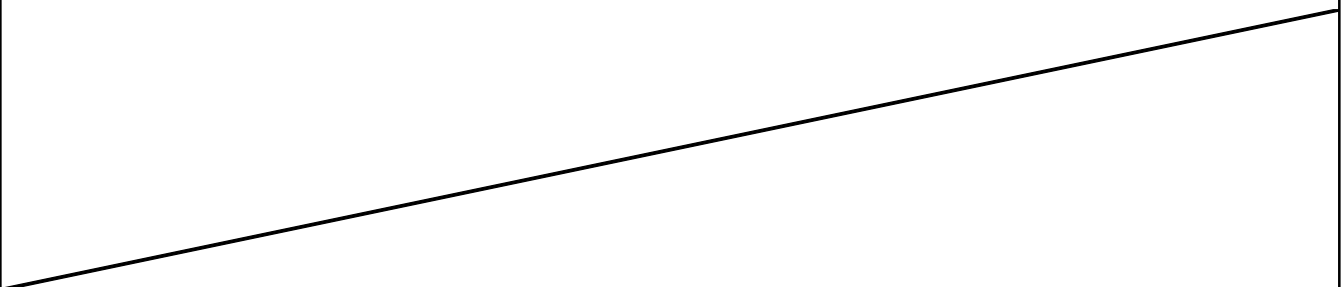
◎評価方法

- ・利用者数の前年度比較

自己評価シート

【2-7 (1) 日常生活を支援するための事業

(③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業_戸口収集支援事業の利用者数)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 	
後期 (実績評価)	
実施内容 ごみを集積所まで出すことが困難な障がいのある方に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援した。	
自己評価結果 【◎】 目標値として設定している、前年度からの利用者数の増加について、令和5年度の利用者数211人に対し、令和6年度末時点での利用者数は207人（4人減）となった。利用者数は減となったものの、達成率は98.1%となっていることから、目標を達成できたと評価する。	
課題と対応策 【課題】 利用要件を満たさない方からの利用要望への対応が必要である。 【対応策】 利用要件を満たさない方からの利用要望について庁内関係課と共通認識を図るとともに、利用要件の変更等について庁内関係課と連携し、総合的な検討を進めている。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(1) 健康づくりの実践 (①健康相談と健康教育の実施_健康教育の実施数)
担当部署	健康支援課

<現状>

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座等）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談等により、生活習慣病の予防や健康診査の活用等、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師等による健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

令和2年より、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、健康教育の機会が大幅に減少しました。小・中学校での健康教育では、希望があった学校と協力し、感染対策を図った上で実施しました。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
健康教育の実施数(校)	4	8	13

<具体的な取り組み>

広報習志野、ホームページを活用した普及・啓発活動を強化します。また、より多くの市民が本事業を活用できるよう、高齢者相談センター等と連携して町会や地域の団体等への事業の周知に努めます。

さらに、小・中学校との連携については継続して行い、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図ります。このことにより、健康に対して関心が薄い40代から50代の保護者が、子どもを介した生活習慣の見直しの機会となるよう取り組みます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
健康教育の実施数(校)	17	19	20

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・小・中学校での健康教育の実施数

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期 (実績評価)
実施内容 ・事前に学校と打ち合わせを行い、各学校の特色に合わせた健康教育の内容に修正しながら健康教育を行った。また睡眠や運動活動等新しいガイドラインを取り入れた教育の内容に見直した ・まちづくり会議、出前講座や高齢者相談員地区会等にて健(検)診勧奨や健康づくりについての啓発を行った。
自己評価結果 【◎】 ・小中学校生活習慣病予防健康教育の実施数：15校（小学校10校、中学校5校）（目標値17校：達成率88.2%） 小中学校での健康教育は定着し、学校との共通理解も深まり定例化した。昨年度から実施数が2校減少したが、隔年実施が理由であり、市全体ではコロナ前を上回った。児童の終了後感想文と、それについて保護者からコメントを記入して返却してもらう形式も定着し、家庭内で生活習慣を見直すきっかけづくりになっていると考える。
課題と対応策 【課題】 ・健康教育を、数学年まとめて隔年実施する学校がある。児童生徒への健康教育は行えているが、学校の件数としては減少することがある。 ・スマートフォンやSNSの普及により、小中学生の生活様式は変化している。 【対応策】 ・引き続き中学校区地域連絡保健会をとおり、養護教諭へ本事業の目的や実施内容の説明等を行っていく。健康教育の媒体の見直しを行う。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(1) 健康づくりの実践 (2)健康づくり推進員の育成、支援_健康づくり推進員への活動支援回数)
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」や「フレイル予防プログラム（仮称）」を実施してきました。

現在は、健康づくり推進員の人数の減少や新たな健康課題に応じた活動の展開が課題となっています。

健康づくり推進員の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員の人数(人)	20	26	9

健康づくり推進員への活動の支援回数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	63	40	54

<具体的な取り組み>

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣及び適切な運動習慣等の啓発・確立・定着に寄与するため、健康づくり推進員の活動について検討し、実践できるよう支援します。

また、フレイル予防に着目し、身近な地域で人と人が関わり合いながら、身体活動と食の取り組みを通して身体機能の維持・向上を図る“きっかけ”づくりを行うことを目的とする活動の定着化に向け、多様な支援をしていきます。

さらに、活動の継続・充実を図るため、「健康づくり推進員養成講座」を実施します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	40	40	40

<評価方法>

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・健康づくり推進員の活動支援回数（年度末時点）

自己評価シート

【3-1(1)②健康づくりの実践

(健康づくり推進員の育成、支援_健康づくり推進員への活動支援回数)】

年度	令和6年度(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期(実績評価)	
実施内容 健康づくり推進員による寿学級での市民へのフレイル予防パッケージプログラムは定着し、4公民館で実施。フレイル予防に関する研修を継続実施。また、3年ぶりに養成講座開催し、健康づくりと運動、ヘルスプロモーション等について学習する機会を設け、32名の新規登録があった。活動の場を広げたいとの要望もあり、次年度から新たに実施する測定会に関する研修も実施。	
自己評価結果 【◎】 - 健康づくり推進員の活動支援回数 77回(目標値40回:達成率192.5%) - 健康づくり推進員登録数 38人(R7.3.31現在)	
課題と対応策 【課題】 推進員の増加により、フレイル予防パッケージプログラム実施数増、健康的な食習慣や身体活動の啓発活動の充実をめざす。 【対応策】 次年度新規事業の“測定会”では、握力測定やみそ汁の塩分測定など身近な健康問題を切り口とし、健康づくり推進員が行うポピュレーションアプローチを定着させていく。そのために必要な知識や技術の習得に向けた支援を行う。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (①-1 健康診査_特定健康診査受診率)
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4（2022）年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
特定健康診査受診率(%)	31.1	32.2	37.9

＜具体的な取り組み＞

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

特定健康診査 受診率（国民健康保険データヘルス計画）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
特定健康診査受診率(%)	39.0	39.5	40.0

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 特定健康診査受診率

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期 (実績評価)
実施内容 1. 国保被保険者、後期高齢者被保険者、医療保険加入のない者を対象に (6月~3月) 健康診査を実施した。 2. 特定健診受診率向上のため以下に取り組む。 ①未受診者勧奨の実施 (AIを活用した未受診者勧奨通知、健診実施医療機関と連携し医療機関から未受診者へチラシの配布、新規40歳、前年度国保加入者への電話勧奨) ②集団健診の実施。新たに大腸がん検診をあわせて実施できるようにした。 ③新40歳、健診情報提供者にインセンティブとして商品券の配布 ④JA, 商工会議所と連携を図り、事業者健診を受診した人に向けた情報提供を依頼した。 ⑤ライン配信、広報、市ホームページ等による周知 3. 健診受診した人のうち、生活習慣病のリスクが高い人に向けて、特定保健指導、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施し、生活習慣病予防に努めた。
自己評価結果 【◎】 1. 特定健診受診率：令和5年度 38% (R6年度は確定値報告は秋ごろの予定) (目標値39%：達成率97.4%) R3:32.2%、R4:37.9%で伸びがみられる。
課題と対応策 【課題】 - 健診受診率は、向上しているが、県平均よりは低い状況である。 【対応策】 - 未受診者勧奨通知やライン配信、医療機関と連携した取り組み等の継続 - 新規取り組みとして、JA健診受診者の健診結果取得のため、JAとの契約締結。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (①-2 健康診査_成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳))
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4(2022)年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和4年度 (2022) 年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	6.8

＜具体的な取り組み＞

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和6年度 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	7.1	7.1	7.1

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

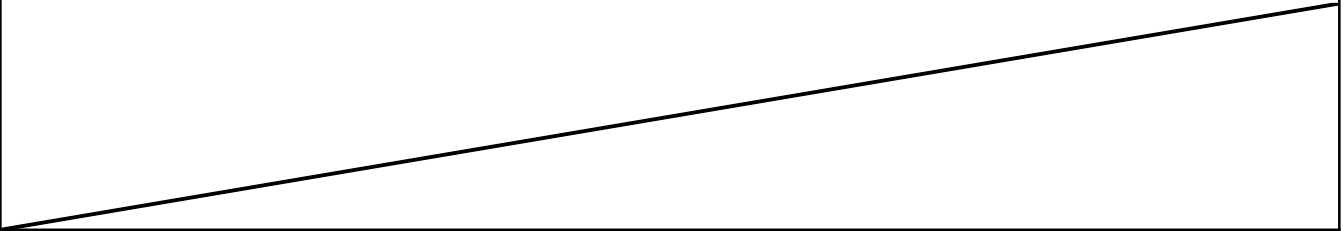
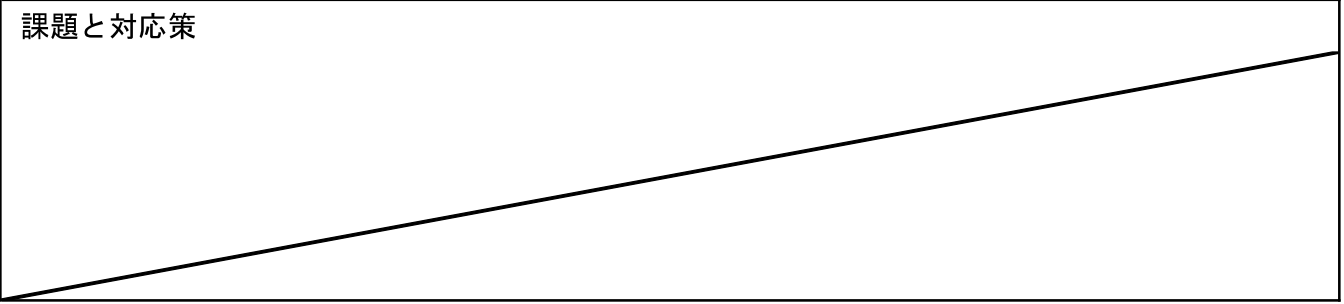
◎評価方法

- ・成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳)

自己評価シート

【3-1(2)健康診査とがん検診の実施

(①-2健康診査_成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳))】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 	
後期(実績評価)	
実施内容 65歳・70歳・80歳を対象に、成人高齢者歯科健康診査を実施した。(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 受診率向上のため、 ①9月末現在での未受診の70歳対象者に、11月上旬に受診勧奨通知を発送。 ②介護保険課に依頼し、65歳には介護保険被保険者証発送時に案内ちらしを同封。 ③広報、市ホームページ、映像広報なるほど習志野、市公式LINE配信等による周知。 ④実施歯科医療機関や市内施設(公民館・図書館等)でのポスター掲示。	
自己評価結果 【○】 成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳) R6 5.6%(65歳 3.9% 70歳 9.4% 80歳 3.8%) (目標値7.1%:達成率78.9%) 参考 R5 5.5%(65歳 4.4% 70歳 9.4% 80歳 3.2%) R4 6.8%(65歳 5.3% 70歳 10.5% 80歳 4.4%)	
課題と対応策 【課題】 ・70歳の受診率は目標値に到達しているが、65歳・80歳は到達していない。 【対応策】 ・70歳への受診勧奨通知、65歳への案内ちらし同封の継続。 ・令和7年度から新規に、80歳へ勧奨通知による受診勧奨を開始する。 ・歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 ・広報や市公式LINE配信等を活用した周知の継続。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (②-1 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合 (一般若年者))
担当部署	健康支援課

<現状>

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論（より良い選択を自発的にとれるようにする方法）に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019) 年度	令和4 (2022) 年度
一般若年者(40歳～64歳)(%)	47.0	45.7

<具体的な取り組み>

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
高齢者等実態調査で、1年以内に がん検診を受けていると 回答した人の割合(%) *一般若年者(40歳～64歳)	—	50.0	—

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・がん検診の受診率

自己評価シート

【3-1 (2) 健康診査とがん検診の実施

(②-1 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合(一般若年者))】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期(実績評価)	
実施内容 ・20歳、30歳、40歳、50歳で今年度がん検診未受診の人に対し、ナッジ理論に基づいた未受診者勧奨を実施した。 ・マンモグラフィーサンデーとして(10月)、広報、庁内掲示、LINEにて周知をした。 ・特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施を行い、特定集団検診受診者の約8割が受診した。	
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合45.7%(R5.3月報告書) (目標値50%:達成率91.4%) ・一般若年者では、がん検診を受ける場所の43.8%が「職域または健康保険組合が行うがん検診」、25.2%が「人間ドッグ」と回答しており、「市が行うがん検診」を受診したと回答した人は22.2%であることから、市の実績のみで効果を図ることは出来ない。しかし、乳がん子宮がん検診受診者は前年度より微増しており、勧奨通知を工夫した効果もあったと考察される。	
課題と対応策 【課題】 ・若年層の検診受診率が低いことについては引き続き課題である。LINE等を活用し、若年層にも届きやすい勧奨を工夫していく必要がある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検診の実施に努める。 ・特定集団健診との連携により、受診の利便性を向上させる。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (②-2 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合 (一般高齢者))
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論（より良い選択を自発的にとれるようにする方法）に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019) 年度	令和4 (2022) 年度
一般高齢者(65歳以上)(%)	45.0	42.2

＜具体的な取り組み＞

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
高齢者等実態調査で、1年以内に がん検診を受けていると 回答した人の割合(%) *一般高齢者(65歳以上)	—	50.0	—

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・がん検診の受診率

自己評価シート

【3-1（2）健康診査とがん検診の実施

（②-2がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合（一般高齢者））】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策

後期（実績評価）
実施内容 ・受診率向上のため、個別通知の実施、ポスター掲示（検診実施医療機関・市内薬局等）、広報習志野、ホームページ掲載、及び未受診者勧奨を実施した。 ・未受診者勧奨は66歳に行った。 ・特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施を行い、特定集団検診受診者の約8割が受診した。 ・高齢化により、安全に検査が受けられるよう配慮が必要な対象者が増加しており、状況に応じた支援を行った。
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査等で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合42.2%（目標値50%：達成率84.4%） ・未受診者勧奨通知を送付した66歳では乳がん、子宮がん、肝炎ウイルス検診において前年度と比較に受診者数の増加がみられた。 ・大腸がん受診者数が前年度より増えており、特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施により、受診の利便性の向上につながったと考える。
課題と対応策 【課題】 ・コロナ後徐々に受診率が増えている検診項目もある一方で、伸び悩んでいる項目もある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検診の実施に努める。 ・特定集団健診との連携により、受診の利便性を向上させる。